

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和8年度版)

	質 問	回 答
1	工事全体の中で、一部分のみ補助金申請対象となりうる工事があるが、申請可能か	補助金申請対象となる部分に係る工事費のみを算出することができれば、申請可能です。
2	多摩産材認証協議会が認証した木材の入手方法が知りたい。	多摩産材情報センターにてご相談を承ります。 補助対象となった事業の完了時に、使用した東京の木多摩産材の、認証確認書、出荷伝票等が必要となりますので、ご注意ください。
3	職員のみが利用する施設は対象となるか	職員しか立入りや利用ができない箇所については対象外となります。 本補助事業は一般都民の目に触れ、とうきょうの木をPRできるものを対象としています。 (とうきょうの木については、質問5を参照ください。)
4	木材利用推進方針に多摩産材の利用を明記しないと、補助金を利用できないのか	当プロジェクトで木製外構工事以外の事業を実施する場合は、木材利用推進方針の策定が必要ですが、その方針の内容について、東京の木多摩産材の利用を要件とはしていません。 本補助事業をはじめ、東京の森林整備を促進する観点から東京の木多摩産材の利用拡大の取組みをお願いします。なお、事業計画申請時には策定済であることが必要ですのでご注意ください。
5	「東京の森林やとうきょうの木のPR」とは、どんな方法があるか	<p>「とうきょうの木」は、多摩産材認証協議会が認定した、利用事業者及び登録事業者（製材業者、チップ等業者）が使用できる愛称マークで、東京都が東京の木多摩産材利用促進のため、普及に努めているところです。</p> <p>当プロジェクトでは、東京の森林や東京の木多摩産材の普及を図ることを目的としていますが、その方法は「とうきょうの木」の表示だけではありません。それ以外であっても、当該施設利用者へのPRのため対象施設に、当該施設・設備は東京の木多摩産材で作成されている旨の表示し、その他ホームページで情報発信する等、木材利用の意義を利用者の皆さまにお知らせできる工夫をお願いします。</p> <p>「木の良さや木の価値を広く発信し、東京の木多摩産材等の利用拡大を図ること」を目的とする、本事業の趣旨をご理解ください。</p> <p>なお、「とうきょうの木」のマークの使用については、商標登録の関係があるため、納品事業者とご相談ください。</p>
6	事業計画書（第2号様式）の事業実施期間の開始年月日について	事業の開始年月日は、交付決定後に交わされる受注者との契約締結日となります。交付決定前の契約、または交付決定前に工事スタートしてしまうと補助対象になりません。 ご注意ください。

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和8年度版)

	質 問	回 答
7	事業計画書（第2号様式）の事業実施期間の終了年月日について	終了年月日は、補助額が3月31日までに確定され、当該区市町村の検査が完了している必要があります。ご注意ください。
8	木拾い表（木材利用量一覧表）とはどのようなものか。	木材使用量を部材毎に明記したもので、図面と整合している必要があります。木拾い表は、補助金の要件（㎡当たりの使用量や東京の木多摩産材使用割合など）を満たしているか、確認するために必要です。
9	内装木質化、または木製什器の材料として、木粉および木片を固めた加工材が製造、販売されているが、本補助金の対象となるのか。	本補助金の主旨が「木の良さや木の価値を広く発信し、多摩産材の利用拡大を図ることを目的とする」ものであり、左記の様な加工材は本補助事業の趣旨に合わないため、対象とはいたしません。
10	公園に木製ベンチを設置したいが、設置場所の都合上ベンチを固定することができない。木製外構施設の整備で申請が可能か	設置場所の都合等でやむなく固定ができない場合も、屋外での使用が主ということであれば、木製外構施設の整備で申請可能です。
11	木製遊具の整備は、東京の木多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備とあるが、室内で子供向けに整備する積み木などの木製遊具は対象外なのか	室内で子供向けに整備する積み木などの遊具は、木製什器の整備として対象としています。「木製遊具」と「木製什器」では、東京の木多摩産材使用量の要件が変わるのでご注意ください。
12	債務負担事業で、初年度は、補助対象となる工事と同一契約の中で、解体工事などが先行し、補助対象となる工事がはじまるのは2年度目または3年度目となる。この場合でも対象となるのか	対象となります。ただし、補助対象とは直接関係のない解体工事やその他の工事、業務等は補助対象経費にはなりませんので、留意願います。また、補助金の支払は、補助対象工事がすべて完了して区市町村の検査後（部分検査、部分払いも支払可となりますが、事業者が補助対象経費を全額支払うことが前提となります。）となります。

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和8年度版)

	質 問	回 答
13	<p>構造材に東京の木多摩産材由来の建材をあらわして使用する木造建築物とは、具体的にどのような東京の木多摩産材由来の建材使用の木造建築物が補助対象として認められるのか。</p> <p>また、東京の木多摩産材由来の建材を使用した、木造化、内装木質化の補助対象額の算出は、どのように考えたらよいのか。</p>	<p>構造材としては、一般的に、柱、梁、桁、土台、壁（支持力を持つもの）等があげられるが、土台を含め全てを「東京の木多摩産材由来の建材をあらわし」で施工することは、防火、防水、構造上等の見地から困難なことから、外観または各室内の内観から、構造材に東京の木多摩産材由来の建材を使用していると認識できる工夫がなされた建築物を指します。</p> <p>このため、柱、梁、桁等の「あらわし」にあたる箇所（外観から、または、内観から、最低でも一目でわかる1箇所以上）に、東京の木多摩産材由来の建材使用の工夫が考えられます。</p> <p>一例として、芯材＋燃え止まり層＋表面材（表面材に東京の木多摩産材由来の建材を含む）となる3層構造の構造材は、柱等の一部として室内に見える配置とすれば、東京の木多摩産材由来の建材を「あらわし」で使用したことになり、補助対象となります。</p> <p>なお、一例の構造材の表面に、別途、突板、板材等を追加設置した場合、追加設置した突板、板材等は、「内装木質化」の扱いになり、一例の構造材が、あらわしとされない可能性がありますので、ご注意ください。</p> <p>主要構造部に、木造と、鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の別素材による「混構造の建築物」については、構造図面等により、区分けが明示され、また経費も別算出できる建築物については、木造部分を補助対象とすることが可能です。</p> <p>なお、本補助金において、東京の木多摩産材由来の建材に係る、「木造化」の支援対象は、「東京の木多摩産材由来の建材をあらわして使用する木造建築物」に係る経費、であることから、東京の木多摩産材以外の国産材、外材を含めた、構造材の木材全体に対する東京の木多摩産材の割合により経費を按分する等の経費算出にて、支援対象額が決定されることとなります。</p> <p>具体的には、木造化の建築費（木造化に係らない、設計書内で切り分けることが可能な、土工事、基礎工事、電気設備、水道施設等の経費は除く）×[構造材のうち東京の木多摩産材(m³)/全体の構造材(m³)]が補助対象となります。</p> <p>また、次にあげる経費は補助対象外とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事に係る確認申請、工事監理、着工後の設計変更、積算にかかる経費 ② 既存建築物の解体撤去等にかかる費用 ③ 外構等建物周辺施設の工事にかかる費用（木製外構施設の整備の事業区分） ④ 地中埋設物処理及び地盤改良工事等にかかる費用 ⑤ 当該建築物に固定されない設備機器及び備品等当該建築物が竣工した後に据え付け可能なものの購入、設置にかかる費用 ⑥ 土地購入、不動産借入、水道分担金、式典等にかかる費用 ⑦ その他木造建築に直接関係のない経費

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和8年度版)

	質 問	回 答
14	<p>木造化、内装木質化において、東京の木多摩産材（由来の建材）に加え、国産材についても補助対象とのことだが、補助対象の算定、要件について、注意すべき点は何か。</p>	<p>令和8年度より、木造化、内装木質化において、国産材についても、東京の木多摩産材の数量まで、補助対象とすることとしましたが、補助対象の算定は、問13の東京の木多摩産材由来の算出法に準拠していただくことになります。（国産材については、補助率が異なるので、区分していただく必要があります。）</p> <p>ちなみに、東京の木多摩産材由来の建材については、上記の「あらかし」の要件がありますが、国産材については、「あらかし」は要件としていません。</p> <p>構造材の建材に、東京の木多摩産材と国産材とが混在する場合は、質問18をご参照ください。</p>
15	<p>構造材に東京の木多摩産材由来の建材をあらわしで使用する木造建築物の設計費は、どこまで補助対象として認められるのか。</p>	<p>主要構造部に東京の木多摩産材由来の建材を使用する、対象施設の建築に係る設計（基本設計、実施設計）の経費とします。</p> <p>ただし、設計のみでその後の工事契約の予定のない案件（発注段階における、工事契約の入札不調、区市町村議会による工事契約締結不承認等は、予期できないケースと考えられるため、工事契約の予定のない案件には当たりません。）、及び本事業における木造化の工事の補助申請を前提にしない案件については対象となりません。</p> <p>補助対象額については、補助金申請時は基本計画策定後の段階を想定しており、「東京の木多摩産材由来の建材を構造材として利用し木造化する部分の面積」までの詳細の面積算出は、厳しいと考えますので、「設計委託費×（木造化面積（混構造を含む）/延床面積）（想定面積）」を基本とします。</p> <p>基本計画策定業務は、設計委託の補助対象（木造化の対象となる延べ床面積等）を決定する業務と考えていることから、対象とはなりません。</p> <p>また、次にあげる経費は補助対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 模型作成業務、工事発注に係る各種申請業務 ② その他木造等建築物の基本設計、実施設計に直接関係ない経費
16	<p>木材の使用量について、圧縮木材については、圧縮前の木材量（m³）でカウントするのか。それとも、圧縮後の木材量（m³）でカウントするのか。</p>	<p>本事業では、圧縮前の木材量は、都の検査時に確認できないため、圧縮後の出来高の木材量（m³）でカウントすることとします。</p>

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和8年度版)

	質 問	回 答
17	<p>多摩産材認証協議会が、令和7年9月に認証制度を改定したが、この事業については、補助対象が変わるのか。</p>	<p>令和7年度までは、 ①多摩産材認証協議会に登録された「製材業者」から発出された木材由来の材、製品を対象としてきましたが、</p> <p>令和8年度は、①に加え、 ② 登録の製材所、多摩の原木市場を経由しない木材（チップ等）についても、対象可能とした ③ ①②由来の製品についても、東京の木多摩産材の製品として対象となる整理を行ったことにより、補助対象が広がることとなります。</p> <p>いずれも、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、通称クリーンウッド法、CW法）に定める「合法性確認木材等」として裏付けられた認証木材由来の製品として構築されており、令和7年4月に改正されたクリーンウッド法（違法伐採対策を強化し、木材関連事業者に合法性確認の義務を課すことが主な改正点）に、対応したものとなっています。</p> <p>詳細は、発注者、事業受託者等から、供給元となる、多摩産材認証協議会に認定された、利用事業者及び登録事業者にお問い合わせください。</p>
18	<p>木造化、内装木質化の建材において、東京の木多摩産材と国産材が混在した場合に、補助対象は、どのような扱いとなるのか。</p>	<p>無垢材の場合は、部材の区分で、東京の木多摩産材、国産材の区分がなされ、木拾い表（木材利用量一覧表）において、明確に提示でき、かつ、それぞれの出荷証明が可能であれば、それぞれの補助対象とすることができます。</p> <p>実施要綱に記載されているとおり、東京の木多摩産材を一部使用した建材で、出荷元である、東京の木多摩産材と国産材等とが混在した、集成材、合板、CLT等は、国産材の補助対象となりますので、ご注意ください。</p> <p>ただし、部材のロット区分が明確であり、区分された建材の出荷元がすべて、東京の木多摩産材を使用した建材で、東京の木多摩産材の出荷証明等の提出が可であれば、区分された部材については東京の木多摩産材の補助対象とすることが可能です。</p> <p>一例として、10㎡ 全て、東京の木多摩産材由来の建材からの集成材 15㎡ 国産材からの集成材 の場合、</p> <p>先の10㎡について、製品のロットとして、東京の木多摩産材だけで製作することによって、集成材の納品書に、東京の木多摩産材の産地証明となる出荷証明等を添付できるのであれば、東京の木多摩産材の補助対象となります。</p> <p>後述の15㎡については、製品のロットに係る全ての国産材についての産地証明が添付されなくとも、全ての産地の場所、及び合法的に伐採されたこと、について、納品書、または別紙フローチャート等により、明記できれば、国産材としての補助対象となります。（ただし、対象数量は、東京の木多摩産材量の10㎡までとなります。）</p>

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和8年度版)

	質 問	回 答
19	<p>都内の区市町村による共同事業において、1事業当りの上限額の記載があるが、ここでの上限額は、事業参加の区市町村の上限額に加算されるのか。</p>	<p>1事業当りの上限額を、共同となる区市町村にて分割して、それぞれの区市町村の上限額に加算することとなります。</p> <p>分割割合については、事業要望となる、事業前年度の事業予定調書提出時、ヒアリング調書の提出時に、見込みをご報告ください。</p> <p>また、計画承認申請時に、第2号様式「6 その他本計画に関する項目」の欄に、分割割合の記載をお願いします。</p> <p>いずれの報告時も、事業の負担割合等により共同する区市町村内で協議のうえ、ご報告ください。</p>
20	<p>質問18において、外材が混在した場合に、補助対象は、どのような扱いとなるのか。</p>	<p>質問18の回答に、区分された部材の建材について、すべての出荷元を担保することがポイントとして説明していますが、部材のロット区分の中に、外材が混在した場合は、国産材の補助対象となりませんので、ご注意ください。</p>